## 3. 情報公開規程

# 第1章 総則

## 第1条(目的)

この規程は、任意団体 能登復興建築人会議(以下「当団体」という)の運営における透明性および説明責任を果たすため、情報公開に関する基本事項を定めることを目的とする。

### 第2章 公開対象情報

第2条(対象情報)

次の情報を公開対象とする:

- 1.定款
- 2.事業計画および収支予算書
- 3.決算書および事業報告書
- 4.総会および役員会の議事録(必要に応じて)

## 第3条 (例外情報)

次に該当する情報は、公開対象外とする:

- 1.個人情報
- 2.団体内で機密性が高いと判断される情報
- 3.公開が団体の運営に重大な影響を及ぼす恐れがある情報

#### 第3章 情報の公開方法

第4条(公開手段)

情報は、以下のいずれかの方法で公開する:

- 1. 当団体の公式ウェブサイトへの掲載
- 2. 関係者への書面提供(電子メールを含む)
- 3. 希望者に対する郵送または閲覧提供(事前申請が必要)

#### 第5条(公開請求手続)

- 1.会員または関係者が情報の公開を希望する場合、所定の申請書を提出するものとする。
- 2.申請内容を検討した上で、適切な範囲で情報を提供する。

### 第4章 情報の管理および保存

# 第6条(管理責任者)

- 1.公開対象情報の管理責任者を事務局長とする。
- 2.管理責任者は、情報の正確性と適時性を確保する。

### 第7条(保存期間)

情報公開の対象となる文書は、次の保存期間を遵守する:

- 1.定款および議事録:永久保存
- 2.事業計画、収支予算書、決算書:10年間保存

## 第5章 規程の改廃

第8条(改廃手続)

本規程の改廃は、役員会の承認を経て行う。